

障害の「害」文字の表記の取扱いについて

この取扱いは、本市が新たに作成する文書等について「障害」の表記について必要な事項を定めるものとします。

1 社会的背景

「障害」の「害」の文字は、「害悪」「公害」「危害」等マイナスのイメージが強く、別の言葉で表記すべきであるとの意見があり、あるいは「障害」という用語自体を変えるべきであるとの意見もあります。しかし、これに代わる社会的コンセンサスを得た一般的な用語のないことが実情となっています。

このため、さしあたり「障害」をひらがな表記で「障がい」あるいは「しょうがい」と改めようとする動きが行政を中心に広まり、国においても現在「障害」の表記のあり方に関する検討が行われています。

2 変更の理由

「害」の文字については、人により様々なイメージが想起されますが、一般的に否定的、差別的なニュアンスをもつことは否めないところです。用語が差別的な印象を持つということであるなら、行政の立場からも可能な限り表記の変更に努めるべきであると考えます。

国が表記の方針を決定するまでの間、当面、「障害」を「障がい」と改めることとします。

3 ひらがな表記の適用

次に掲げるものについては、「障害」「障害者」等の言葉における「害」の表記を「障がい」「障がい者」のようにひらがな表記とし、今後、市が新たに作成する広報ながくて、行政文書等において適用することとします。

- (1) 行政文書（通知、案内文等の一般文書、内部文書）、予算書、広報、イベントや啓発等のチラシ、パンフレット、制度計画等の冊子、会議資料、説明資料、HP、等
- (2) 既存の各種計画書については、改定時期に合わせて表記を更新します。

4 ひらがな表記の適用除外

- (1) 国、県が定めた法律及び条例等の名称
障害者自立支援法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
愛知県心身障害者扶養共済制度条例、愛知県在宅重度障害者手当支給条例等
- (2) 本市における既存の条例及び規則等の名称
長久手市障害者医療費支給条例、長久手市障害者自立支援法施行規則等
- (3) 本市以外が作成したもの
国や県が定めた申請書・届出書等の様式、パンフレット等
- (4) 本市と別組織である団体、施設名等の固有名詞
愛知障害者就業センター、(財)日本知的障害者福祉協会等
- (5) 人の状態を示すものではないもの
障害物、交通障害、電波障害等

- (6) その他ひらがな表記とすることが適当でないもの
健康障害、肝機能障害（いずれも医学用語）等

5 施行及び期間

この取扱いは、市制移行日（平成24年1月4日）から施行し、施行期間は、国が表記のあり方について方針決定をするまでの当面の間とします。